

農林土木工事特記仕様書（令和3年2月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-5 施工計画書」において、「請負対象金額」とあるのは「当初請負対象金額」に、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）」とあるのは、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官、令和2年3月25日）」に、「建設事務次官通達、平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」に、「2-1-3-1 県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」において、「約款第21条」とあるのは「約款第22条」と、「第21条」とあるのは「第22条」と、「約款第22条第1項」とあるのは「約款第23条第1項」と、「約款第23条」とあるのは「約款第24条」と、「約款第23条第2項」とあるのは「約款第24条第2項」と、「約款第26条」とあるのは「約款第27条」と、「約款第28条」とあるのは「約款第29条」と、「約款第29条」とあるのは「約款第30条」と、「約款第29条第1項」とあるのは「約款第30条第1項」と、「約款第29条第2項」とあるのは「約款第30条第2項」と、「約款第31条」とあるのは「約款第32条」と、「約款第31条第2項」とあるのは「約款第32条第2項」と、「約款第33条」とあるのは「約款第34条」と、「約款第34条」とあるのは「約款第35条」と、「約款第37条」とあるのは「約款第38条」と、「約款第37条第2項」とあるのは「約款第38条第2項」と、「約款第37条第3項」とあるのは「約款第38条第3項」と、「約款第38条第1項」とあるのは「約款第39条第1項」と、「約款第41条第2項」とあるのは「約款第54条」と、「第43条第2項」とあるのは「第44条第3号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適用）【変更】

1-1-1-1 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部、各総合県民局農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契

約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

(工事実績データの登録)【変更】

1-1-1-6 工事実績データの登録

受注者は、請負代金が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の**確認**を受けたうえ受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に**提示**しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

(建設副産物)【変更】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. COBRISの入力方法

受注者は、COBRISの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出

先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真是、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

(トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用)【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面は、経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

(工場の選定)【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 30 日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

(デジタル工事写真の小黑板情報電子化)

第3条 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「各種ダウンロード【農林水産部】 - デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等)

第4条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

(鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準)

第5条 徳島県農林土木工事共通仕様書の「第1編共通編第3章無筋・鉄筋コンクリート第2節適用すべき諸基準1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

(仮設トイレの洋式化)

第6条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。 |
|--|

(情報共有システム活用工事)

第7条 受注者は、本工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以

下,「対象工事」という)とすることができる。

- 2 対象工事は,下記ホームページ掲載の「農林土木工事における情報共有システム活用
試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「農林土木工事における情報共有システム活用試行要領について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(本工事の特記仕様事項)

第8条 本工事における特記仕様事項は,別紙のとおりとする。

仮設トイレ設置報告書

次の工事において、仮設トイレを設置したので報告します。

1 工事名					
2 受注者名					
3 現場代理人	印				
4 提出年月日	令和 年 月 日				
5 設置した仮設トイレ	設置数 (基)	基本料金 (円)	1ヶ月料金 (円)	設置期間 (月)	合計 (円)
<input type="checkbox"/> 和式トイレ	×	(+	×) = 0
<input type="checkbox"/> 洋式トイレ	×	(+	×) = 0
<input type="checkbox"/> 快適トイレ	×	(+	×) = 0
	[規 格] 幅 mm × 奥行 mm × 高さ mm [付加機能]				
■ 設置期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
■ レンタル会社					
<和式トイレの場合>					
■ 洋式化できなかった理由					
6 備考					
<発注者(監督員)が記入>					
7 監督員					

※ 監督員は内容を確認後、メール又はファックスで農山漁村振興課へ報告して下さい。

第1章 総則

第1節 一般事項

1. 適用の範囲

本仕様書は、ストマネ 勝浦用水地区における既設水管理制御システムの更新工事に適用するものであって、法令、一般仕様書、諸規格その他特別に定めるもののほか、すべて本特記仕様書に準拠し、監督員の指示により工事の施工に当たらなければならない。

また、本仕様書及び設計図は設備の基本的事項について記載したものであり、製作設計に際しては監督員と十分な打ち合わせを行い、機械設備の内容を十分把握して、必要なものはすべて具備されるとともに、なんら欠陥のない全体として調和のとれた設備とすること。

2. 関係法令の厳守

受注者は、工事施工に当たり工事に関する諸法規、その他諸法令を厳守し工事を円滑に進めなければならない。

3. 関係官公署への許認可申請

工事施工のために必要な関係官公署、電力会社、その他の者に対する諸手続きは受注者において、迅速に処理しなければならない。

第2節 適用規格

本仕様書にも明記なき事項については、イニシャルコストと合わせライフサイクルコストにも考慮した経済的なものとし、管理しやすく必要な点検保守等、将来の改修更新の保全に関する作業に支障のないものとするよう配慮しなければならない。また、新しく開発されたシステム機材、工法等は技術的要件、使用実績、経済性等について十分な検討を行い、有用な物の活用に努めなければならない。

以上のことを基本とし、下記の法令規格等に準拠し施工しなければならない

- (1) 電気事業法
- (2) 電気設備技術基準
- (3) 内線規定
- (4) 電力会社供給約款
- (5) 電気用品取締法
- (6) 建築基準法
- (7) 消防法
- (8) 労働安全衛生法
- (9) 日本工業規格 (JIS)
- (10) 電気規格調査会標準規格 (JECS)
- (11) 日本電機工業会標準規格 (JAM)
- (12) 日本電線工業会標準規格 (JCS)
- (13) その他関連法令規格

第3節 保証期間

竣工検査合格受け渡し完了後2箇年以内に、受注者の設計製作施工に基づく故障が生じた場合は協議の上、監督員の指示に従い速やかに無償で修理または取り替えを行なうものとする。

第4節 その他

1. 承認図の提出

受注者は、設計図書のほか打ち合わせ事項に従い、承認図を2部提出し承認を得てからでなければ、機器の製作に着手してはならない。

2. 完成図書

受注者は、工事完成までに維持管理に必要な完成図書を製本のうえ提出すること。提出部数は3部とすること。

3. 試験検査

受注者は、完成後に試験検査を行い請負者所定様式の試験成績書を提出すること。

第2章 遠隔監視制御設備

第1節 概要

各施設の水運転情報や画像情報を遠隔監視制御装置に集約し、4GまたはLTE回線を通じて、2か所以上のクラウドデータセンタに送信する。

タブレット又はパソコン等の端末機からインターネット網を介して各施設の水情報等を任意に取得し、施設の運転管理の支援を担うものである。

また、施設の故障発生情報は、その都度Eメールによって携帯電話に通報する。

第2節 機器仕様

1. 遠隔監視制御装置

- | | |
|-------------|---|
| (1) 概略寸法 | W210×H300×D85 程度 |
| (2) 電源 | AC100V±10% AC200V±10% DC24V±10% |
| (3) 使用温度 | 0℃～50℃ |
| (5) 使用湿度 | 20%～85% (結露しないこと) |
| (6) 通信方式 | Eメール、データ |
| (7) 入力仕様 | 監視項目表を参照すること |
| (8) データ更新周期 | 現場データのサンプリング周期 1分/1回
現場データ送信周期 監視システム更新周期に同期 |
| (9) データ保存 | データ通信が停止した場合に、備え収集データを端末機器に保存可能できること。
クラウドサーバーの、データ保存は5年以上とする。 |
| (10) 停電対応 | バッテリーを搭載していること |

- (11) セキュリティー対策 VPNまたは閉域網回線により、セキュリティーを担保されていること。
ID、パスワード及び使用端末認証により、ログイン管理するものとする。
- (12) 付属品
LTEアダプタ
アダプタ電源ケーブル
ルーフトップアンテナ
SDカード

1-1 . 遠隔監視制御システム 画面構成・仕様

- (1) 施設位置画面 1式
地図上に上水道全施設の位置を表示し、任意の表示施設をクリックすることで選択した施設の、関連画面に展開する機能を有すること。
- (2) フロー画面 1式
給水系統図上に装備している電気機器及び計装機器を表現し、これ等の運転状況・計測値等をリアルタイムに表示する。
表示方法、表示色は下記を基本とする。
- | | | | |
|-----------|---------|--------|------|
| 1) 運転/開表示 | 表示シンボル | 赤色連続点灯 | 黒色文字 |
| 2) 停止/閉表示 | 表示シンボル | 緑色連続点灯 | 黒色文字 |
| 3) 故障表示 | 表示シンボル | 赤色点灯 | |
| 4) 異常表示 | 異常内容表示文 | 字赤色点灯 | |
| 5) 計測値表示 | 現在計測値 | 黒色 | 連続表示 |
- (3) 指示計画面 1式
- (4) トレンド画面 1式
- (5) 操作画面 1式
1. 運転操作画面
 2. 設定値操作画面
 3. 操作履歴画面
 - ・ 履歴画面 1式
監視する機器(ポンプ、発電機等)の、起動及び停止の日時を記憶・表示する。
監視する機器(ポンプ、発電機、水位等)の故障又は、異常発生の日時を記憶表示する。
 - ・ 帳票画面 1式
監視するポンプ・発電機等の運転時間及び、水位・流量等の計測値の日報・月報・年報を記憶・表示する。

2. 既設盤機能増設

(1) 既設盤仕様	ポールスタンド型	800W*(1000+800)H*500D	1面
	ポールスタンド型	600W*(1000+800)H*500D	15面
	屋内自立閉鎖型	(750+750)W*1800H*600D	1面
(2) 撤去・取付	既設テレメータ装置撤去	1式	
	既設回線用避雷器撤去	1式	
	その他不要なもの撤去	1式	
	遠隔監視制御装置取付	1式	
	その他必要なもの取付	1式	

(3) 取水口

Aジェットフロー開閉指令、B主バルブ開閉指令、スライドゲート開閉指令について、アナログ出力の開閉回路から、デジタル出力の開閉出力へ変更すること。
開度設定のデジタル点数は3点を想定しているが、必要に応じ6点程度までは対応可能とする。

(例) Do1	0% 全閉	Do1	0% 全閉
Do2	50% 中間	Do2	20% 中間
Do3	100% 全開	Do3	40% 中間
		Do4	60% 中間
		Do5	80% 中間

(4) その他

- ・ 既設テレメータ装置及び関連する機器類を撤去し、撤去スペースに遠隔監視制御装置取付を行う。
- ・ 設置スペースが困難な場合は、別の収納盤を設置すること。
- ・ 別の収納盤に設置する場合においても、収納盤、配線費等は機能増設に含むものとする。
- ・ 電源仕様が異なる場合は、電源ラインの機器等も交換すること。
- ・ 新規に取付る機器は十分に避雷対策を行うこと。

3. 監視機器

(1) 構成	汎用パソコン	1台
	A4カラーレーザープリンタ	1台
	SIMフリータブレット端末	1台

(2) 仕様

1) 汎用パソコン	Windows10対応
CPU	最新バージョンとする
メモリ最大容量	16GB 以上
メモリ容量	8GB 以上

ストレージ容量	HDD : 3TB 以上
TFTモニター	23インチ 以上
付属品	スピーカー、キーボード、マウス他
その他	必要なもの

2) A4カラーレーザープリンタ

プリント方式	半導体レーザー+乾式電子写真方式
トナー定着方式	オンデマンド定着方式
ファーストプリント	カラー : 6.0秒、モノクロ : 5.1秒 以上
最大プリント解像度	9600dpi相当
インターフェース	USB2.0 Hi-Speed×1、USB2.0 Host×3、 1000Base-T / 100Base-TX / 10Base-T、 拡張スロット×1(SDカード用)
電源	AC100V±10%(50 / 60Hz±2Hz)
その他	必要なもの

3) タブレット端末 (対応OS 最新バージョンとする)

画面サイズ	10.5インチ 以上
容量	64GB 以上
通信方式	wi-fi+cellular
その他	必要なもの

※sim、契約手続きは別途とする。

4. 水中ポンプ制御盤

(1) 型式	屋外装柱形(SUS製)	SUS304 2t
(2) 数量	1面	
(3) 概略寸法	500W×220D×700H	
(4) 電気方式	3φ3W AC200V 60Hz	
(5) 塗装色	マンセル 5Y7/1 全艶	
(6) 盤面取付機器		
・ 名称銘板		1式
・ 網入りガラス		1枚
・ 施錠装置		1式
・ その他必要なもの		1式
(7) 盤内取付機器		
・ 用途銘板		1式
・ 電流計		1台
・ 集合表示灯(LED)		1個
1段3列	1個	
・ 切替スイッチ		1式

手動一切ー自動	1個	
・ 配線用遮断器		1式
MCCB 3P 50AF	2個	
MCCB 2P 30AF	2個	
・ 漏電遮断器		1式
ELCB 3P 50AF	1個	
・ 補助リレー及びタイマ類		1式
・ 電磁接触器 (3φ3W AC200V 3.7kW)		1式
・ 保護継電器		1式
・ 進相コンデンサ		1式
・ 電源用避雷器 (3φ3W AC200V)		1式
・ フロートレスリレー		1式
・ 換気扇及び温度スイッチ		1式
・ スペースヒータ及び温度スイッチ		1式
・ 各種ヒューズ		1式
・ その他必要なもの		1式

5. 高圧気中負荷開閉器

(1) 型式	屋外 柱上取付形
(2) 数量	1台
(3) 定格電圧	7.2kV
(4) 定格電流	3P 200A
(5) 付属品	SOG制御装置、手動操作用ロープ
(6) その他必要なもの	1式

監視項目集計表

番号	施設名称	信号種別(量)						摘要(点)									
		アナログ監視	デジタル監視	パルス監視	アナログ逆送	デジタル逆送		グラフィック	警報	指示	積算	トレンド	制御		日報	月報	年報
1	横瀬配水池	1	2	1				3	2	3	1	1			2	1	1
2	棚野配水池	1	2	1				3	2	3	1	1			2	1	1
3	久国配水池	1	2	1				3	2	3	1	1			2	1	1
4	生名西配水池	1	2	1				3	2	3	1	1			2	1	1
5	生名東配水池	1	2	1				3	2	3	1	1			2	1	1
6	中角西配水池	1	2	1				3	2	3	1	1			2	1	1
7	中角東配水池	1	2	1				3	2	3	1	1			2	1	1
8	山西配水池	1	2	1				3	2	3	1	1			2	1	1
9	沼江・掛谷配水池	2	2	2				4	2	4	2	2			4	2	2
10	石原配水池	1	2	1				3	2	3	1	1			2	1	1
11	与川内配水池	1	2	1				3	2	3	1	1			2	1	1
12	中山西配水池	1	2	1				3	2	3	1	1			2	1	1
13	中山東配水池	1	2	1				3	2	3	1	1			2	1	1
14	行示配水池	1	2	1				3	2	3	1	1			2	1	1
15	黒岩配水池	1	2	1				3	2	3	1	1			2	1	1
16	今山配水池	1	2	1				3	2	3	1	1			2	1	1
17	取水口	8	38	2				48	18	42	2	28			24	21	21
	監視点数計	25	70	19				97	50	91	19	45			58	38	38

制 御 項 目 集 計 表

番号	施 設 名 称	信 号 種 別 (量)					摘 要 (点)									
		アナログ監視	デジタル監視	パルス監視	アナログ逆送	デジタル逆送	グラフィック	警報	指示	積算	トレンド	制御	日報	月報	年報	
1	取 水 口		2			10	5		5			5				
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
制御点数 計			2			10	5		5			5				